

## 処 分 基 準

平成28年12月22日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第58条の4
処 分 の 概 要： 過積載車両に係る指示
原権者（委任先）： 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第57条第1項（乗車又は積載の制限等） 道路交通法第58条の3第1項及び第2項（過積載車両に係る措置命令）
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には ・ 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合 ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 ・ 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合 などである。
問 合 せ 先： 熊本県警察本部交通指導課（電話番号：096-381-0110）
備 考：